

1. 無償保証期間

製品の保証期間は、原則として製品納入日（システムの場合は検収日）から1年間といたします。

お客様と別段の取り決めがある場合は、それにより別途定めます。

保証期間中に、当社の責に帰する構造上の欠陥により故障した場合は、無償で修理致します。

また、お客様と当社双方の責に帰すべき場合、またはいずれの責にも帰することが出来ない場合は双方協議の上で決定するものとします。

保証期間内に、当社の責に帰すべき事由による修理、交換を実施した場合でも、1年間の期間は延長されません。

但し、下記に該当する場合は、保証期間中であっても保証の対象から除外させていただきます。

- ① 装置に付属するプリンタ用紙、フロッピーディスク・メディア、カートリッジ、インクリボン等の消耗品類は、無償保証の除外とします。
- ② 当社が認めていない改造、又は修理を行った場合。
- ③ 当社指定品以外の部品を使用した場合。
- ④ 取扱説明書に記載された使用条件を越えて、製品を使用した場合（定められた許容範囲を超える物理的ストレス、又は電流、電圧がかかった場合等）。
- ⑤ 通常使用される、使用環境以外で製品を使用した場合（腐食性の強いガス、塵埃の多い環境や高温多湿の環境等で電気回路の腐食、部品の劣化が早められた場合等）
- ⑥ 取扱説明書、又は各種製品マニュアルの指示事項に従わず使用された場合。
- ⑨ 不注意や不当な取り扱いにより不具合が生じた場合。
- ⑩ 消耗品や消耗材料に基づく不具合。
- ⑪ 火災や天変地異等の不可抗力による場合。
- ⑫ 製品を使用出来なかったことによる損失および逸失利益。
- ⑬ 当社以外の製造者が製造した機器の保証は、その機器の保証条件によるものとします。
- ⑭ 納入時の御客様から転売された製品は、納入後1年以内であっても、保証の対象にはなりません。
- ⑮ 納入後1年を経過した製品をオーバーホールした場合、保証の対象にはなりません。

以上